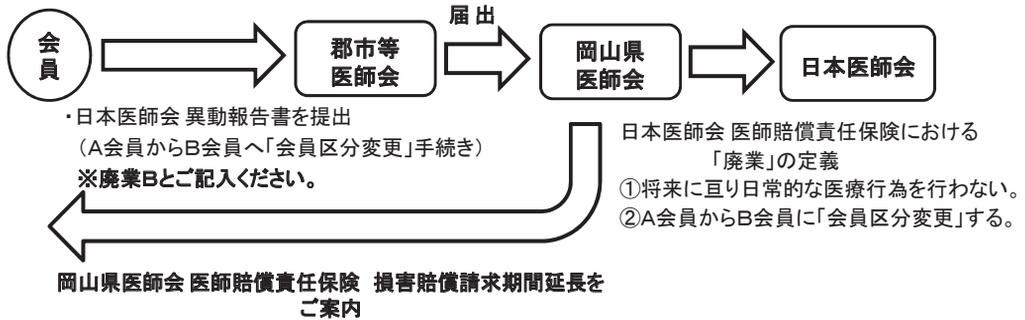


医事紛争のしおり

日医A会員の先生が廃業して日医B会員(廃業B)へ会員区分変更をされた場合の岡山県医師会医師賠償責任保険(日医免責100万円部分)の取り扱いについて



【岡山県医師会 医師賠償責任保険 損害賠償請求期間延長について】

「損害賠償請求期間延長担保追加条項」付帯

廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

廃業により保険契約を解約する場合や保険を継続しない場合には「期間延長」(※①)の手続きをお勧めします。

手続きにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、補償の対象とすることができます。

(保険期間終了後、10年)(※②)

(※①)「損害賠償請求期間延長担保追加条項」を付帯します。

(※②)被保険者が死亡された場合、相続人からその旨を通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎりません。

★保険料 10年間・・・2,707円

岡山県医師会医師賠償責任保険の解約時にお支払い下さい。
解約にともない、保険料を月割で返金いたしますので、相殺してのお支払いも可能です。